



家の動線やインテリアを見直してウイルス対策を

ウイルス対策としてのマスクや手洗い・消毒等が、生活習慣として定着してきました。しかしそれでも「外出先でコートやマフラー等に付着したウイルスが家の中に侵入しないか」と、気がかりな人もいるのではないのでしょうか。

一級建築士の水越美枝子さんは、「ウイルスは極小玄関から中に持ち込まないように動線設計することが大切だと」アドバイスします。その具体的な方法を教えてもらいましょう。

1. 玄関から入ってすぐの壁面にコートやマフラーをかけるフックを設置する
外出先から帰宅して靴を脱ぎ家の上がったらその場で、コート等の上着類やマフラー、帽子等をすべて脱ぐようにします。玄関から入ってすぐの壁面にフックを設置し、脱いだコート等に衣類用の除菌スプレーをして、フックにかけておくとういでしょう。

2. 靴箱の上等の棚に、マスクやマスク用ごみ箱、消毒液、衣類用除菌スプレー等を置く
靴箱の上や玄関横の棚は、正面から目線が外れた場所にあるため、意外と来客者の目につきません。こうした場所をマスク置き場にしたり、使用済みのマスクを捨てるごみ箱や手指用消毒液、衣類用の除菌スプレー等を一緒に置いて活用しましょう。棚がない場合は、玄関をささげらないサイズの小さなワゴン等で代用してください。

このように玄関でウイルスの侵入を防いだうえで、家の中でも湿度と換気に気をつけてウイルス対策をすることも大切です。そのポイントも、水越さんに教えてもらいました。

1. 加湿器は十分な加湿能力のあるものを設置する
ウイルス対策のためには湿度を50～60%に維持することが大切ですが、加湿器を使ってもなかなか50%以上にならないという人も多いかもしれません。加湿器は部屋の広さに応じて十分な加湿能力（ml/h＝毎時〇〇ミリリットルと表示されたもの）があるものを設置しましょう。目安としては、8畳の洋室なら300ml/h、14畳程度の洋室なら500 ml/hとなりますが、部屋の構造や温度、換気量等によって湿度管理は大きく変わるので、加湿能力は少し余裕を持たせて選ぶのがおすすめです。
2. 結露対策として、窓から遠い場所に加湿器を置く
加湿器を使用するうえで注意したいのが結露です。窓から近い場所に加湿器を置くと結露しやすく、放置するとカビの発生等を招くことがあります。加湿器はできるだけ窓から遠い場所に置いて、結露を防ぎましょう。それでも結露が気になる場合はこまめにふいたり、結露防止スプレーや結露防止シート等を利用するのも手です。
3. キッチンの換気扇を利用して室温を保ったまま換気する
寒い季節にできるだけ部屋の温度を下げないように換気するには、まず、キッチンの換気扇を風量が一番弱いモードで回します。そして、キッチンから一番遠い場所にある窓を開けておく、家の中を空気が流れて換気ができます。自分がいる部屋の窓を開けずに換気ができるので、部屋の温度を保ちやすいでしょう。

最も空気が乾燥しているこの時期は、ウイルスの感染力が高まります。家の動線やインテリアを見直して、ウイルス対策を強化しておきましょう。

監修者 水越美枝子さん

一級建築士、キッチンスペシャリスト。一級建築士事務所アトリエサラ代表。日本女子大学住居学卒業後、清水建設に入社。1998年にアトリエサラを共同主宰。現在は主に住宅設計の分野で、建築デザインからインテリアコーディネートまで、トータルで住まい作りを提案している。日本女子大学非常勤講師、NHK文化センター講師。著書に『美しく暮らす住まいの条件』（エクスナレッジ）等がある。

以上

※掲載内容の無断転載を禁じます



安全運転アドバイス



道路交通法において、一刻一秒を争う救急車や消防車等の緊急自動車は、それ以外の一般車両よりも優先されることが定められています。また、公共交通を担う路線バス等についても、専用通行帯や優先通行帯が設けられるなど一定の優先が認められています。そこで今回は、緊急自動車と路線バス等の優先についてまとめてみました。

1. 緊急自動車の優先

(1) 緊急自動車とは

緊急自動車とは、救急車、消防車、パトカー等の道路交通法施行令第13条に定められている自動車で、緊急用務のため、サイレンを鳴らし赤色の警告灯をつけて運転中のものをいい、一般の車両は緊急自動車が接近してきたときは、避讓措置をとる義務があります。また、緊急自動車には、通行区分等において次のような特例が認められています（道路交通法第39条）。

- ①追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。
- ②法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止する必要はなく、他の交通に注意して徐行して進行することができる。

(2) 緊急自動車に対する避讓の方法等

緊急自動車に対する避讓の方法等は、下記のとおりです（道路交通法第40条、第75条の6第2項）。

- ①交差点やその付近では、交差点を避け道路の左側に寄って一時停止をします。
- ②交差点やその付近以外の場所では、道路の左側に寄って進路を譲ります。この場合は一時停止の義務づけはありませんが、状況に応じて一時停止をして緊急自動車の通行を妨げないようにします。
※上記①と②の場合において、緊急自動車がセンターラインを越えて走行してくる場合は、対向車線側の車も道路の左側に寄って進路を譲る義務があります。
- ③一方通行路で、左側に寄るとかえって緊急自動車の通行の妨げとなるような場合は、右側に寄って進路を譲ります。
- ④高速道路で緊急自動車が本線車道に入ろうとしているときや出ようとしているときは、その通行を妨げてはいけません。

2. 路線バス等の優先

(1) 路線バスの発進妨害の禁止

路線バスの停留所において、乗客の乗降のために停車していた路線バスが、発進するために進路変更をしようとして合図をした場合は、その後方にある車両は、急ブレーキや急ハンドルで回避しなければならない場合を除いて、合図を出した路線バスの発進を妨げてはいけません（道路交通法第31条の2）。

(2) 路線バス等の専用通行帯と優先通行帯

路線バス等とは、道路交通法施行令第10条において、路線バスのほか、通学・通園バス、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車当該道路におけるその通行の円滑を図ることが特に必要であると認めて公安委員会が指定したものとされており、標識や標示によって指定されます。路線バス等については、標識や標示によって専用通行帯や優先通行帯に指定されている通行帯があります。専用通行帯と優先通行帯では、路線バス等以外の車の通行方法が異なります。

<専用通行帯> 標識や標示に示されている車の専用通行帯に指定されている通行帯では、当該車のほかに小型特殊自動車、原付バイク、自転車などの軽車両は通行できますが、それ以外の車は、緊急自動車に進路を譲るときや右左折する場合などのやむを得ない場合を除いて、通行することはできません（道路交通法第20条、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1規程標識327の4）。<優先通行帯> 標識や標示によって路線バス等の優先通行帯に指定されている通行帯は、路線バス等以外の車も通行できます。ただし、路線バス等が接近してきたときは速やかに優先通行帯から出なければなりません。また、道路の混雑等により、路線バス等が接近してきたときに優先通行帯から出られなくなるおそれがあるときには、右左折等のやむを得ない場合を除いて、優先通行帯に入ることはいけません（道路交通法第20条の2）。

【留意点】 路線バス等の専用通行帯や優先通行帯は、通常、道路標識や標示により適用される時間帯等が指定されています。道路標識や標示をよくチェックし、専用通行帯や優先通行帯の時間帯でないかどうかを確認することが大切です。

以上

株式会社トライアングル

〒386-0018 上田市常田3-5-55 TEL 0268-75-0641
<https://www.triangle-inet>